

# 上池袋地区

題字：西村鶴洞氏

## No.53

まちづくり～生活環境の向上をめざす～ニュース

## 狭あい道路拡幅に向けて 【まちの課題マップ】をまとめました！

第2・3地区協議会では、今年度、狭あい道路拡幅に向けた取り組みを進めています。

狭あい道路の現状を把握するため、地区内の道路幅員と、建替えにより道路中心線から2m後退している箇所を地図上で確認しました。

その結果、建替えにより後退した箇所が地区全体に分布し、少しずつ道路が広がっていることが分かりました。

一方で、建築基準法上の「道路」には接しないなど、建替えの難しい建物も多くあり、建替えの支援策が必要であることが分かりました。

このほか、大規模な修繕をした際に後退しない場合には、狭あい道路が広がらないなどの課題についても、その対応策を検討しました。

さらに、拡幅に向け具体策を考えるために、池袋東一町会、

上池袋町会、上池袋三丁目町会にお願いし、「ブロック塀」「行き止まり」「駐車場」の現状を、【まちの課題マップ】にまとめました。

町会の皆様にはご協力いただき、ありがとうございました。

今後は、特に避難上、優先して拡幅整備が必要な道路にはどのような対策が有効か、不燃化特区制度の活用も含めて検討を進め、区に提案する予定です。



### ご連絡お待ちしております！

まちづくり協議会ではご参加いただける方を募集しています。詳しくは下記事務局までお問い合わせ下さい。

〒170-8422 東京都豊島区東池袋 2-60-3 グレイスロータリービル 7階  
豊島区都市整備部 地域まちづくり課 東部まちづくりグループ TEL 3981-1464



2020年に向けて

## 燃え広がらない・燃えないまちになるために

豊島区は、昨年9月、上池袋2,3,4丁目の範囲を含む地区を、「東京都木密地域不燃化10年プロジェクト（木造住宅密集地域を、燃え広がらない・燃えないまちにするための取り組み）」の「不燃化特区（※次頁参照）」に申請しました。（平成26年度実施予定）

# 新しいまちづくりが始まります！

区は、上記取り組みの第一弾として、[地域のまちづくりに関するアンケート]を実施し、昨年12月10、11、12日にアンケート結果の説明会がありました。当日は数多くの方が出席し、関心の高さが感じられました。

アンケート結果をみると、例えば、その一つ【まちづくりに重視すべきこと】の問いについては、「災害に対する安全性」が最も多い回答となっています。

上池袋まちづくり協議会においても、これまで長年に渡り、地域住民の立場から、災害に強く住み続けられるまちづくりの活動を行っています。

区は、今後、まちの将来像や計画の手法について懇談会を行うとしています。

今回の「不燃化特区」制度を活かして、防災まちづくりが少しでも進むように、区に協議会の考えを提案していきたいと考えています。

### トピック

## 池一小の児童から遊具について作品を募集しました！



昨年度、上池袋4丁目印刷局跡地の公園づくりを地域住民で考える『みんなで公園検討会』において、「子どもの意見を聞きたい」という声があがりました。

そこで、第4地区協議会では、池一小の児童に【将来あったら良いと思う遊具】を募集し、その結果、数多くの発想豊かな楽しい作品が集まりました。

今年度の公園検討会（1月19日（日）10時から池一小）で、地域の皆様にもご紹介します。子どもたちの発想を公園づくりに反映できればと思います。

校長先生はじめ先生方、児童の皆様、ご協力ありがとうございました。

## 区への活動報告会を行いました！

上池袋第4地区協議会は、豊島区高野区長に対し、平成25年11月27日、「上池袋第4地区まちづくり協議会活動報告とお願い」を提出しました。

当日、高野区長は会議のため欠席でしたが、区からは地域まちづくり担当鮎川部長をはじめ8名が出席し、協議会からは代表して6名の委員が出席しました。

まず、協議会から、地区計画策定に向けて『まちづくりルール案』を作成して地域に周知してきたことを説明し、本ルール案を考慮した、積極的なまちづくりを進めるよう求めました。

区からは、「今後は、不燃化特区制度等を使い、スピード感を持って具体的なまちづくりを進めたい。その中で地区計画制度の活用を考えており、この『まちづくりルール案』を参考に検討を進めるので、是非、ご協力頂きたい。」との回答がありました。

今後は、本ルール案をもとに不燃化特区制度や地区計画制度などを使ったまちづくりを検討し、区に提案していきます。



## 町会の防犯パトロールに同行して、空き家調査を行いました！

上池袋第1地区協議会では、今年度、「空き家」をテーマに活動を進めています。

空き家は全国的な問題となっており、豊島区でも平成24年度に「空き家実態調査」を行っています。その調査結果から、空き家の長期化、老朽化、利活用が難しい、といった現状が浮き彫りになっています。

協議会では、まず、空き家をめぐる状況について整理し、空き家になる理由やその課題、対応策について他地区の事例などを学びました。

次に、地区内に空き家があるかどうか、どこにどんな状態であるか、などを把握するために、上池袋昭和町会の防犯パトロールに9/28、11/9の2回に渡って同行調査しました。

町会の皆様には多大なご協力をいただき、ありがとうございました。

今後は調査結果をまとめ、どのような解決策があるかなどを検討していきます。

### 空き家によって引き起こされる問題

- 防 犯：管理不全による放火や侵入など
- 防 災：耐震性がない場合、震災時に倒壊し、燃える恐れがある（平時においても建築材料の脱落、飛散等）
- 環 境：雑草の繁茂、ゴミの投棄などにより、衛生上、景観上の環境問題
- 地域活性化：空き家状態が続くことにより、まちの活力が低下



上池袋昭和町会防犯パトロール（4月～11月、隔週土曜日実施）の皆様とまちを歩きました

## ■ 「不燃化特区」とは

東京都「木造密集地域不燃化10年プロジェクト」の不燃化特区とは、特に、首都直下地震で甚大な被害が想定されるような、道路が狭くて木造老朽家屋が密集した地域を対象に、不燃化のための特別の支援を行い、燃えないまちにするというものです。

実施予定地区：【池袋本町・上池袋地区】  
【池袋本町1~4丁目、上池袋2丁目（5番地~7番地除く）、3丁目、4丁目】

不燃化特区の範囲【池袋本町・上池袋地区】



参考として、先行実施地区の東池袋4・5丁目地区では、以下のメニューで進めています。

- ①戸建ての建替え（除却費・設計監理費）助成
- ②老朽建築物の除却助成
- ③建替えまたは老朽建築物除却に固定資産税等の減免
- ④相談窓口の設置
- ⑤専門家（弁護士、税理士、福祉に詳しい専門家等）派遣

例えば、[②老朽建築物の除却助成]は以下の内容になっています。

- 助成対象：昭和56年以前の建築物等
- 助成額：除却費 上限100万円  
※除却する前に区の認定が必要です

老朽化した空き家問題  
解決の一つになるかも  
知れませんか

